

目次

○告示

- ・令和5年綾部市議会1月臨時
会招集告示
(総務課)・・・1

- ・綾部市国民健康保険被保険者
証の無効告示
(市民・国保課)・・・2

- ・令和5年1月綾部市議会臨時
会で議決を経た予算の要領の
公表
(財政課)・・・3

- ・綾部市出産・子育て応援給付
金支給要綱の制定
(保健推進課)・・・4

○訓令甲

- ・綾部市環境対策推進会議規程
の一部改正
(環境企画課)・・・10

○公告

- ・外国語指導助手派遣業務に関
する公募型プロポーザルの実
施について
(学校教育課)・・・11

- ・綾部市下水道排水設備指定業
者の公表
(下水道課)・・・28

- ・綾部農業振興地域整備計画変
更の縦覧について
(農政課)・・・29

- ・公示送達
(市民・国保課)・・・30

- ・公示送達
(税務課)・・・31

綾部市告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定に基づき、次の事件について、令和5年1月18日綾部市議会臨時会を綾部市に招集する。

令和5年1月11日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和4年度綾部市一般会計補正予算（第8号）

綾部市告示第2号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和5年1月12日

綾部市長 山 崎 善 也

証交付年月日	証記号・番号・枝番
令和4年 4月 1日	綾0905-15205・02
令和4年 4月 1日	綾1005-51020・04
令和4年 4月 1日	綾0506-51003・08

綾部市告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年 1 月綾部市議会臨時会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 5 年 1 月 20 日

綾部市長 山 崎 善 也

令和 4 年度綾部市一般会計補正予算（第 8 号）

（以下掲示済）

綾部市告示第4号

綾部市出産・子育て応援給付金支給要綱を次のように定める。

令和5年1月31日

綾部市長 山崎善也

綾部市出産・子育て応援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境の充実に
を図るため、出産・子育て応援給付金事業に関し、伴走型相談支援及び出産・子育て
応援給付金の一体的実施事業実施要綱（令和4年12月26日付け子発1226第1号。
厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、必要な事項を
定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定め
るところによる。

- (1) 事業開始日 実施要綱に規定する事業開始日をいい、令和5年2月1日とする。
- (2) 出産応援給付金 前条の目的を達成するために、妊婦に支給する給付金をいう。
- (3) 子育て応援給付金 前条の目的を達成するために、出産後に支給する給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 出産応援給付金の対象となる者（以下「出産応援給付金対象者」という。）は、
実施要綱第2Ⅰ（1）に定める要件を満たすほか、申請日において本市に居住し、かつ、
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本市の住民基本台帳に記録され
ている者とする（ただし、配偶者暴力等特段の事情による場合はこの限りでない）。

2 子育て応援給付金の対象となる者（以下「子育て応援給付金対象者」という。）は、
実施要綱第2Ⅱ（1）に定める要件を満たすほか、申請日において本市に居住し、かつ、
住民基本台帳法に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者とする（ただし、配
偶者暴力等特段の事情についてはこの限りでない）。

(給付金の支給方法等)

第4条 出産応援給付金の支給は、出産応援給付金対象者の妊娠1回につき5万円相当の
出産応援ギフトの支給により行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、
現金で支給することができる。

2 前項ただし書きの規定により出産応援給付金を現金で支給する場合は、出産応援給付
金対象者の妊娠1回につき5万円とする。

3 子育て応援給付金の支給は、子育て応援給付金対象者1人につき5万円相当の子育て
応援ギフトの支給により行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、現
金で支給することができる。

4 前項ただし書きの規定により子育て応援給付金を現金で支給する場合は、子育て応援給付金対象者1人につき5万円とする。

(給付金の申請)

第5条 出産応援給付金の申請は、綾部市出産応援ギフト申請書(様式第1号)を次条第1項に定める期間内に市長に提出するものとする。

2 子育て応援給付金の申請は、綾部市子育て応援ギフト申請書(様式第2号)を次条第2項に定める期間内に市長に提出するものとする。

(給付金の申請期間)

第6条 出産応援給付金対象者のうち事業開始日以降に妊娠の届出をした妊婦(産科医療機関等を受診し、妊婦の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。)の申請期間は、当該妊婦の妊娠中とする。ただし、実施要綱第2Ⅰ(4)ア②ただし書きに定める場合はこの限りでない。

2 出産応援給付金対象者のうち次の各号のいずれかに該当する者の申請期間は、原則として、事業開始日から4か月以内とする。ただし、実施要綱第2Ⅰ(4)イ②ただし書きに定める場合はこの限りでない。

(1) 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童の母(妊娠中に日本国内に住所を有していた者に限る。)

(2) 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に妊娠の届出をした妊婦(妊婦であった者を含み、前号に該当する者を除く。)

3 子育て応援給付金対象者のうち事業開始日以降に出生した児童であって、日本国内に住所を有する者の申請期間は、原則として、乳児家庭全戸訪問事業の実施期間である生後4か月頃までの間とする。ただし、実施要綱第2Ⅱ(4)ア②ただし書きに定める場合はこの限りでない。

4 子育て応援給付金対象者のうち令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童であって、日本国内に住所を有する者の申請は、原則として、事業開始日から4か月以内に行うものとする。ただし、実施要綱第2Ⅱ(4)イ②ただし書きに定める場合はこの限りでない。

(給付金の支給の決定等)

第7条 市長は、第5条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、出産応援給付金の支給の可否を決定し、綾部市出産・子育て応援給付金支給(不支給)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(給付金の返還等)

第8条 市長は、給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、給付金の支給の決定を取り消し、既に支給した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けたとき。

(2) この要綱又は給付金の支給の条件に違反したとき。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年2月1日から施行し、令和4年4月1日以後の妊娠及び出産にかかる給付金について適用する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

綾部市出産応援ギフト申請書

1 申請者（妊婦）

氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日

現住所 _____

連絡先 _____

妊娠届出日 _____ 年 月 日

妊娠届出日時点の住所地（現住所と異なる場合のみ記載）

2 支給の希望（□にチェック（✓）してください。）

出産応援ギフト（妊婦 1 人につき 50,000 円）の支給を

希望します（3 確認事項を記載してください。）。

希望しません。

3 確認事項

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、自治体、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊産婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

他の自治体において同様の給付を受けていません。

署 名 _____

署 名 日 _____ 年 月 日

※ 出産応援ギフトの支給状況などについて、他の自治体に状況を確認する場合があります。

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

綾部市子育て応援ギフト申請書

1 申請者（保護者）

氏名 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

現住所 _____

連絡先 _____

お子様の名前（多胎の場合は全員記入） _____

お子様の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

妊娠届出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

妊娠届出日時点の住所地（現住所と異なる場合のみ記載） _____

2 支給の希望（□にチェック（✓）してください。）

子育て応援ギフト（お子様 1 人につき 50,000 円）の支給を

希望します（3 確認事項を記載してください。）。

※ 多胎の場合は人数分を申請 5 万円×人数

希望しません。

3 確認事項

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、自治体、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊産婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

他の自治体において同様の給付を受けていません。

署 名 _____

署 名 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※ 子育て応援ギフトの支給状況などについて、他の自治体に状況を確認する場合があります。

様式第 3 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市出産・子育て応援給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市（出産・子育て）応援給付金につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市出産・子育て応援給付金支給要綱第 7 条の規定により通知します。

記

支 給	支給決定額	円
不 支 給	(理由)	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

綾部市訓令甲第1号

庁 中 一 般

綾部市環境対策推進会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年1月31日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市環境対策推進会議規程の一部を改正する訓令

綾部市環境対策推進会議規程（平成7年綾部市訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

題名中「環境対策」を「ゼロカーボン」に改める。

第1条中「環境対策」を「ゼロカーボン」に改める。

第2条第2項中「環境対策担当部長」を「市長」に、「環境対策担当課長」を「副市長及び教育長」に、「推進会議の構成は、別表のとおりとする」を「委員は、市長部局の長、消防長、上下水道部長、議会事務局長及び教育部長をもって充てる」に改める。

第5条を第6条とする。

第4条中「環境対策担当課」を「ゼロカーボン推進担当課」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（幹事）

第4条 推進会議に幹事を置く。

2 幹事は、委員長が指名した本市職員をもって充てる。

別表を削る。

附 則

この訓令は、令和5年2月1日から施行する。

綾部市公告第1号

外国語指導助手派遣業務に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

令和5年1月10日

綾部市長 山 崎 善 也

本市の外国語指導助手派遣業務について、契約業者の選定にあたり別添「外国語指導助手派遣業務に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

外国語指導助手派遣業務に関する 公募型プロポーザル実施要領

令和5年1月

綾部市教育委員会学校教育課

1 趣旨・目的

この実施要領（以下「要領」という。）は、綾部市（以下「本市」という。）が発注する外国語指導助手派遣業務に関し、公募型プロポーザル方式により契約予定者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

外国語指導助手派遣業務

(2) 業務内容

別添1「外国語指導助手派遣業務に係る仕様書」のとおり。

(3) 契約方法

外国語指導助手派遣契約とする。

(4) 契約期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 契約上限額

44,733,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内

*この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

(6) 発注者

綾部市

3 各種資料の提出先（問い合わせ先）

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市教育委員会学校教育課学務指導担当 浪越

TEL：0773-42-4323

FAX：0773-43-0991

e-mail：m-namikoshi@city.ayabe.lg.jp

4 契約予定者の選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式

5 応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

(1) 過去3年以内（令和2年1月1日以降）に本件と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
- (5) 国税及び本市市税を滞納していないこと。
- (6) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触しないこと。

6 スケジュール（予定）

期 日	項 目	備 考
令和5年1月10日（火）	募 集 開 始	ホームページ及び公告
令和5年1月16日（月）	質 問 書 提 出 期 限	電子メール
令和5年1月20日（金）	質 問 書 回 答 期 限	電子メール
令和5年1月27日（金）	参 加 申 請 書 類 提 出 期 限	持参又は郵送
令和5年2月3日（金）	一 次 審 査 結 果 通 知	応募者が6者以上あった場合のみ
令和5年2月3日（金）	二 次 審 査 詳 細 案 内	一次審査通過者にのみ通知
令和5年2月15日（水）	二 次 審 査 プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 及 び ヒ ア リ ン グ	綾部市役所
令和5年2月21日（火）	二 次 審 査 結 果 通 知	郵送
令和5年2月下旬	契 約 予 定 者 決 定	

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合があります。

7 応募方法

- (1) 提出書類、様式、提出部数等

別添2「外国語指導助手派遣業務に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧」のとおり

- (2) 提出方法等

- ① 提出期限：令和5年1月27日（金）午後5時15分【必着】
- ② 提出方法：持参又は郵送による

※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

- ③ 提出先：上記3に定めるところとする

8 要領等の配付

- (1) 要領、提出書類様式及び仕様書の配付方法

- ① 本市ホームページよりダウンロード
② 事務局での直接配付

- (2) 配付期間

令和5年1月10日（火）から1月27日（金）まで

ただし、直接配付は平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

9 一次審査及び二次審査の概要

一次審査

- (1) 選定方法

応募者が6者以上あった場合、本業務に関する公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出書類をもとに書類審査し、上位5者以内を選定する。

- (2) 審査基準

- ① 審査項目・配点

項 目	配 点
① 会社概要	10点
② 業務実績・業務遂行能力	10点
③ 見積額	10点
合 計	30点

- ② 審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れ ている	優 れ て い る	普 通	やや劣る	劣 る
10点	10	8	6	4	2

- (3) 審査結果の通知

審査結果は、各応募者に対して文書で通知する。

*通知予定日：令和5年2月3日（金）

二次審査

- (1) 選定方法

一次審査通過者（応募者が6者未満の場合は応募者）の中から、提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、委員会において審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

- (2) 応募者が1者となった場合でも二次審査を実施するものとする。

- (3) 実施日

公 告

令和5年2月15日（水） ＊会場、時間等の詳細は、一次審査後に別途通知。
通知予定日：令和5年2月3日（金）

（４）実施方法

①説明時間は参加者ごとに約30分間

- ・企画提案書等の説明・プレゼンテーション（20分）
- ・質疑応答・ヒアリング（10分）

②提案説明の際、プロジェクタの使用は可能。プロジェクタ及びスクリーンは本市で用意する。パソコンは各参加者で準備すること。

③参加者は3人以内とする。

④プレゼンテーションにおいては、審査基準の評価項目ごとに採点しますので、各項目順に提案説明を行うこと。

（５）その他

二次審査に参加しなかった場合は、参加を辞退したものとみなす。

（６）審査基準

①審査項目・配点

評 価 項 目		配 点
業務実施体制 (20点)	①会社概要、業務実績、業務遂行能力	10点
	②会社の事業方針等と事業関連性	5点
	③プレゼンテーションにおける取組姿勢、コミュニケーション能力	5点
企画提案内容 (80点)	① 総合的な支援体制・支援内容	10点
	② 安全管理体制、トラブルへの対応	10点
	③ A L Tの採用方法・条件など	10点
	④ A L Tの研修体制・内容など	10点
	⑤ A L Tの管理体制など	10点
	⑥ 教員等に対する支援体制など	5点
	⑦ 小・中学校の夏休みにおけるA L Tの活用方法の提案	10点
	⑧ 小学校低学年（1～2年生）が、保護者と一緒になって英語に興味を持てるイベント（1日間）の提案	
	⑨ 仕様書に示された内容以外で独自提案など	
	⑩ 見積金額	15点
合 計		100点

②審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
15点	15	12	9	6	3
10点	10	8	6	4	2
5点	5	4	3	2	1

(7) 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に対して文書で通知する。

*通知予定日：令和5年2月21日（火）

10 契約の締結

(1) 9により選定された優先交渉権者と契約締結の交渉を行う。

(2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

*この場合において、契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

11 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、9により選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 2の(5)の委託料上限額を超えた場合。
- (6) 応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (7) その他委員会が不適切と認めた場合

12 質問等の受付及び回答

本業務の概要や要領、基本仕様書の内容等について、質問等がある場合は、以下のとおり質問書を提出し、本市から回答する。

- (1) 提出書類：質問書【様式4】
- (2) 提出期限：令和5年1月16日（月）午後5時15分【必着】
- (3) 提出方法：電子メールによる

- (4) 提出先：上記3の定めるところまで
- (5) 回答方法：電子メールアドレス宛ての返信メール及びホームページに公開
- (6) 回答期限：令和5年1月20日（金）
※質問等の内容について電話で確認することがある。

13 その他

- (1) 提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、審査に必要な範囲において、無償で複製することができるものとし、応募者に返却しない。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (6) 参加申請後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（様式任意）を必ず提出すること。
- (7) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

外国語指導助手派遣業務に係る仕様書

1 業務事業名

外国語指導助手派遣業務

2 目的

綾部市立小・中学校において、外国語指導助手（以下「ALT」という。）が指導することにより、児童・生徒に楽しみながら、生きた外国語を身に付けさせる。また、幼稚園等において、園児に外国の文化や生活習慣を理解させるなど国際理解教育の推進を図ることを目的とする。

3 派遣期間及び人数

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3か年）

派遣人数は小学校配置2名、中学校配置1名とする。

4 就業日時

- (1) 就業日は、原則として、月曜日から金曜日（国民の祝日、長期休業期間を除く。）までとし、就業時間は、午前8時30分から午後4時45分までとする。1週間の総就業時間は36時間15分とし、1日の就業時間数は7時間15分未満とする。ただし、1日の授業時数は6時限以内とする。
- (2) 派遣元はALTと協議し、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日に振替えて業務を行うことができる。この場合は、総就業時間の範囲内において調整を行うものとする。
- (3) ALTの都合により業務が実施できない時は、派遣元は代替りのALTにより業務を履行するか、又は未実施分を教育委員会と調整の上、就業期間中の他の日に実施する。

5 就業場所

就業場所は、中学校6校、小学校10校、幼稚園1園を基本とする。

6 業務内容

- (1) 小学校及び中学校英語授業における英語指導
- (2) 小学校外国語活動における指導
- (3) 幼稚園等における外国語活動及び国際理解教育
- (4) 教職員等との英語会話の実演
- (5) 教職員等に対する英語研修
- (6) 教職員等に対する効果的な指導方法の提案
- (7) 綾部市が実施する英語活動事業等に参加する児童・生徒等への指導
- (8) 綾部市又は綾部市教育委員会が必要と認める学校行事、国際交流事業、地域行事などにおける交流及び英語指導

- (9) 英語教材作成の助言
- (10) 上記各項に付随又は関連する業務
- (11) その他教育長又は校園長が必要と認め、A L Tが合意する業務

7 資格・資質等

A L Tは、次の条件を満たす者とする。

- (1) 英語を母語（第一言語）とし、大学以上の教育機関を卒業していること、又は同等の能力を有する者であること。
- (2) 健康診断を受診し、心身ともに健康であり、職務に専念することができること。
- (3) 業務の履行上、要する日本語会話能力を有すること。
- (4) 日本での生活と教育に適応性があり、綾部市での生活に溶け込む積極性があること。
- (5) 社会人としての常識や責任感があること。
- (6) 教職員や児童生徒と積極的にコミュニケーションを図り、協調性があること。
- (7) 外国語指導の能力があること。（指導業務又は教職経験を有することが望ましい。）
- (8) 就業時間を厳守すること。
- (9) 業務の履行に必要な就労ビザを取得していること。
- (10) 法令等を遵守し、職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (11) 指導者としてふさわしい態度・服装等をすること。

8 法令の遵守等

業務上知り得た情報を他に漏らさないこと。なお、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守ること。また業務終了後も守秘義務を厳守すること。

9 派遣業務履行状況の調査

派遣業務履行状況の調査、改善は、次のとおりとする。

- (1) 派遣先は、必要と認めるときは、派遣元に対し、派遣業務の実施状況に関し報告を求めることができる。
- (2) 派遣先が、派遣業務の実施状況に問題が生じていると判断した場合、派遣元は調査の上、必要な改善をはかること。

10 派遣元において負担すべき事項

A L Tの渡航費、交通費、その他人事労務管理費等、派遣業務の履行に要する一切の費用は、派遣元の負担とする。

11 訪問計画

学校等への訪問計画については、派遣元において、あらかじめ学校等とスケジュール調整を行うものとし、決定した訪問計画について教育委員会に報告するものとする。

1 2 契約の締結

本事業の契約は、地方自治法第96条第1項第2号の規程により、令和5年3月綾部市議会定例会の議決をもって締結するものとし、議決が得られなかった場合には、契約を締結しない。

1 3 契約金の支払等

契約金は見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額とする。なお、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算する。

契約金の支払いは、令和5年4月1日から令和8年3月31日とし、毎月後払いとする。派遣元は、前月分の業務に係る報告書及び請求書を教育委員会に提出し、教育委員会は翌月末までに派遣元の指定する金融機関の口座に契約金（契約金を契約月数で除した金額）を振り込むものとする。この場合において、各月の支払額に円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てるものとし、切り捨てた額の合計は最終月の請求に加えて支払うものとする。

1 4 その他

- (1) A L Tの保険、業務中に発生した事故等は全て派遣元の責任において対応するものとする。
- (2) 業務中に派遣元又はA L Tの責に帰す理由により、教育委員会、学校又は第三者に損害を与えた場合は、派遣元の責任において賠償するものとする。ただし、その発生が教育委員会又は学校に帰する場合はこの限りではない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合はその都度双方協議するものとする。

■外国語指導助手派遣業務に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧

提出書類	様式等	提出部数	記載事項	留意事項	項目など	審査項目との対比	
1 参加申請書	【様式1】	正本1	○必ず代表者印押印のこと			一次審査② 二次審査・業務実施体制①	
2 業務を行う者の資格、 経歴及び担当業務	【様式2】	正本1・副本7	○配置予定の総括管理者及び主任担当者について、以下の内容を記載すること ※「総括管理者」：総括的な責任者、管理者として中心となり本業務の遂行にあたる者 ※「主任担当者」：総括管理者の下で実務等を行う者 ①経験年数、保有資格 本業務の遂行に関連する実務の経験年数、保有資格を記載すること ②担当する業務体制など 本業務の遂行に係る業務体制などを適宜記載すること			一次審査 二次審査・企画提案内容① 二次審査・企画提案内容② 二次審査・企画提案内容③ 二次審査・企画提案内容④ 二次審査・企画提案内容⑤ 二次審査・企画提案内容⑥ 二次審査・企画提案内容⑦	
3 企画提案書	様式任意 (A4版)	正本1・副本7	○下記の事項について記載すること ①総合的な支援体制・支援内容 本業務の目的を達成するための総合的な支援体制・支援内容 ②安全管理体制、トラブルへの対応 欠員が生じた場合の対応、事故や災害等に関する安全管理体制など ③A L T の採用方法・条件など A L T の採用体制、採用基準、採用方法など ④A L T の研修体制・内容など 業務開始前及び開始後の研修実施方法など ⑤A L T の管理体制など 業務履行状況の確認、評価手法、また労務管理体制など ⑥教員等に対する支援体制など ⑦小・中学校の夏休みにおけるA L T の活用方法の提案 ⑧小学校低学年（1～2年生）が、保護者と一緒になって英語に興味を持てるイベント（1日間）の提案 ⑨仕様書に示された内容以外で独自提案など ○横書き、長辺綴じ（両面印刷）とし、全体で20ページ程度とすること ○文字の大きさは10.5ポイント以上とすること ○企画、提案、支援内容についてはできるだけ具体的に記載すること				一次審査③ 二次審査・企画提案内容⑧
4 見積書	様式任意	正本1・副本7	○見積金額は、要領2の（4）の契約上限額の範囲内とすること ○明細書、積算内訳書を添付のこと ○正本には必ず日付記載、代表者印押印のこと			一次審査①・② 二次審査・業務実施体制①	
5 会社概要・業務実績書	【様式3】	正本1・副本7	○直前営業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類			一次審査① 二次審査・業務実施体制①	
6 財務諸表	写し可	正本1	○令和5年4月1日以降のもの			一次審査① 二次審査・業務実施体制①	
7 登記簿謄本	写し可	正本1	○法人税、消費税、本市市税について未納がないことを証明するもの (本市市税については、本市に課税義務がある場合のみ) ○令和5年4月1日以降のもの			一次審査① 二次審査・業務実施体制①	
8 納税証明書	写し可	正本1				一次審査① 二次審査・業務実施体制①	

※提出書類のうち、6 財務諸表、7 登記簿謄本及び8 納税証明書については、本市の指名競争入札参加資格審査申請において提出済みの場合は省略可とする。

【様式 1】

参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名 印

外国語指導助手派遣業務に関する公募型プロポーザルによる選定について、下記の書類を添えて、参加を申請します。

なお、当該業務に係る応募資格の要件に該当する者であること及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

	提出書類	提出部数
1	参加申請書【様式1・本様式】	正本1
2	業務を行う者の資格、経歴及び担当業務【様式2】	正本1・副本7
3	企画提案書	正本1・副本7
4	見積書	正本1・副本7
5	会社概要・業務実績書【様式3】	正本1・副本7
6	財務諸表	正本1
7	登記簿謄本	正本1
8	納税証明書	正本1

《本業務のプロポーザルに係る担当者の連絡先》

部 署 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mail アドレス	

※書類送付・質問回答等の連絡先となります。

【様式2】

業 務 を 行 う 者 の 資 格 、 経 歴 及 び 担 当 業 務

役 割	氏 名	年 齢	経 験 年 数	保 有 資 格
総括管理者		歳	年	
	担当する業務など			
主任担当者		歳	年	
	担当する業務など			
主任担当者		歳	年	
	担当する業務など			

※表が不足する場合は適宜追加のこと。

【様式3】

会 社 概 要

令和5年1月1日現在

商号又は名称	
住 所	
創 業	年 月 日
営 業 年 数	年
貸借対照表 総 資 本 額	千円
損益計算書 税引前当期利益	千円
常勤職員の数	人
事 業 方 針	

※会社概要が分かるパンフレット、資料等があれば適宜添付すること。

※貸借対照表総資本額、損益計算書税引前当期利益は、直前営業年度の数値を記載すること。

業 務 実 績 書

過去3年以内（令和2年1月1日以降）において、類する業務の受注実績

	1	2	3
業 務 名			
契 約 金 額	円	円	円
業 務 実 施 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
発 注 機 関 名			
業 務 の 概 要 等			

※契約書の写しを添付すること。

【様式4】

質 問 書

外国語指導助手派遣業務に関する公募型プロポーザルについて、以下のとおり質問します。

質 問 事 項	質 問 内 容

会 社 名	
代 表 者 名	
部 署 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mail アドレス	

※質問内容が容易に理解できるよう、できるだけ具体的に記載してください。

※質問書の提出は、原則として各者1回とします。

※質問書は、令和5年1月16日（月）午後5時15分まで（必着）に提出してください。

また、質問に対する回答は、令和5年1月20日（金）までに電子メールで返信します。

※原則として、電話及び口頭による質問は受け付けません。

※質問を受け付けたらその旨を電子メールで返信しますので、返信がない場合は電話等で確認してください。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用又は提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第6 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止に努め、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、この契約による事務を自らが行い、発注者が承諾した場合を除き、第三者に再委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者が、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されたすべての資料等は、その契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の報告)

第9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

綾部市公告第2号

綾部市下水道排水設備指定業者規程第13条第1項第2号の規定に基づく指定業者を次により公表します。

令和5年1月12日

綾部市長 山 崎 善 也

1 指定を取り消した業者

- | | |
|----------|---------------|
| (1) 事業所名 | 牧野工業株式会社 |
| 代表者氏名 | 牧野 良三 |
| 所在地 | 綾部市宮代町前田6番地の6 |
| 指定取消日 | 令和4年12月31日 |

綾部市公告第3号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、綾部農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画書並びに提出意見書の要旨及び処理結果を次により縦覧に供する。

令和5年1月16日

綾部市長 山崎善也

1 縦覧期間

令和5年1月16日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

綾部市役所 農林商工部農政課

綾部市公告第4号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和5年2月1日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第5号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和5年2月1日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)